

Ⅵ 新規上場申請に係る提出書類等

申請に当たって提出いただく書類は、以下のとおりとなっています。

それぞれの書類については、新規上場申請時又は提出要件に該当した都度ご提出いただくこととなります。（新規上場の承認後、上場までの提出書類については、別添をご覧ください。）

1 本則市場

	提出書類 ※の書類は名証所定様式。それ以外は他取引所様式での提出が可能。 ■は書面でご提出いただく書類。それ以外は電磁的記録（U S B メモリ等）での提出が可能。	部数
0	提出書類一覧■ [参考様式]（代表者の記名押印付）	1
1	有価証券上場申請書■	1
2	上場申請決議取締役会議事録（写）	1
3	新規上場申請者の登記事項証明書■	1
4	定款	1
5	上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）＜最近2年間の監査報告書組込＞ ・継続開示会社の場合、直前々期の財務諸表・連結財務諸表及び監査報告書を添付。 ・継続開示会社以外の場合、監査報告書、四半期レビュー報告書等は書面でも提出。■	2
6	上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）	2
	【添付資料】 ＊下記以外の添付資料は申請後速やかに提出で可 (1) 製・商品及びサービスについてのカタログ、パンフレット等	1
	(2) 直前事業年度における影響度が20%以上となる連結子会社がある場合 ・最近5年間の連結子会社の計算書類（写） （注1）連結財務諸表を作成している場合は連結計算書類も含む。 （注2）有価証券報告書を作成している場合はその写し。 ＜連結子会社が海外にある場合は、最近5年間の決算時における為替レートを示した書面添付＞	1
	(3) 最近5年間に有価証券報告書を作成している場合 ・当該有価証券報告書記載の連結財務諸表（写）（Ⅰの部記載分除く） （注1）有価証券報告書を作成していない期間において、連結財務諸表を作成している場合は、当該連結財務諸表（写） （注2）電子開示手続き（EDINET）により提出が行われている場合には、提出不要。	1
	(4) 最近5年間ににおける連結財務諸表及び財務諸表を作成していない事業年度に関する計算書類及び附属明細書の写し	1

7	反社会的勢力との関係がないことを示す確認書■	1
8	確認書■ <主幹事証券会社が提出>	1
9	公開指導及び引受審査の過程で留意した事項及び重点的に確認した事項を記載した書面<主幹事証券会社が提出>	1
10	その他当取引所が必要と認める書類	
	(1) 経理規程、原価計算規程、職務権限規程、営業管理規程、株式事務取扱規程、内部情報管理規程その他これらに類する諸規則（写）	1
	(2) 最近1年間の株主総会招集通知及びその添付書類（写）	1
	(3) 主要な事業活動の前提となる事項について記載した書面	1
	(4) 株式の分布状況表（公募等の実施により基準を充当する予定である場合は不要）	1
	(5) 株式事務代行委託契約（内諾）書及び覚書（写）	1
11	上場申請事業年度開始日以降の株主総会・取締役会議事録（写）（EDINETで提出されている場合を除く。）	1
12	最近2年間の監査概要書■ ・直前の監査概要書には会社の会計組織、経理規程その他の整備状況等に関する公認会計士、または監査法人による評価について記載した書面を添付。	各1
13	上場申請に係る宣誓書■	1
14	直近の四半期末における四半期貸借対照表 ・上場申請のための四半期報告書に財務諸表（単体）が掲載されている場合は不要。 ・電子開示手続き（EDINET）により提出が行われている場合には、提出不要。	1
15	直前々期の財務諸表・連結財務諸表が過去における有価証券届出書・有価証券報告書に記載されていない場合 ・直前々期において適用される会計方針を用いた財務諸表・連結財務諸表又は当該書類に準ずるものとして当取引所が適当と認める書類 <監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面添付■>	1
16	退職給付会計の適用に伴う「純資産の額」の取扱い（退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例）の適用を受ける場合 ・退職給付に係る会計基準の適用を受ける場合の純資産の額及びその算定の過程を記載した書面■	1
17	持株会社であって、設立後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以上を経過しておらず、かつ、持株会社設立時の子会社が複数ある場合 ・最近2年間のうちその設立前の期間における当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書を連結又は結合した損益計算書（上場申請日の属する事業年度の初日以後設立された会社である場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表若しくは貸借対照表を連結又は結合した貸借対照表を含む） <公認会計士等の意見表明のための報告書添付■>	2
18	継続開示会社の分割等によりその事業を承継する会社であって、最近2年間にその承継前の期間が含まれる場合 (1) 当該期間における当該継続開示会社から承継する事業に係る財務計算に関する書類 <公認会計士等の意見表明のための報告書添付■>	2
	(2) 当該期間のうちその承継前の期間における当該継続開示会社の財務諸表	2

	等 ＜公認会計士等の意見表明のための報告書添付■＞	
19	次の期間に申請会社又はその子会社が重要な合併を行っている場合 (1) 最近 1 年間又は申請事業年度中 ① 合併当事会社（申請会社及びその子会社除く）の合併直前事業年度の財務諸表等 ＜公認会計士等の意見表明のための報告書添付■＞ ※ I の部に添付 ② 「上場申請のための被合併会社等の概要書」	各 2
	(2) 最近 2 年間 ・ 合併当事会社（申請会社及びその子会社除く）の最近 2 年間の財務諸表等 ＜合併主体会社の財務諸表等には公認会計士等の意見表明のための報告書添付■＞ (1)①により提出しているものは除く)	2
20	最近 1 年間又は申請事業年度中に申請会社が重要な会社の分割を行っている場合 (1) 分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類（分割等直前事業年度分） ＜公認会計士等の意見表明のための報告書添付■＞	2
	(2) 「上場申請のための会社分割概要書」	2
21	最近 1 年間又は申請事業年度中に申請会社が重要な子会社化又は非子会社化を行っている場合 (1) 当該子会社の子会社化（非子会社化）直前事業年度の財務諸表等 ＜公認会計士等の意見表明のための報告書添付■＞ ※ I の部に添付	2
	(2) 「上場申請のための異動子会社に関する概要書」	2
22	最近 1 年間又は申請事業年度中に申請会社又はその子会社が重要な事業の譲受け又は譲渡を行っている場合 (1) 譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類（譲受け又は譲渡直前事業年度分） ＜公認会計士等の意見表明のための報告書添付■＞	2
	(2) 「上場申請のための事業の譲受け（又は譲渡）概要書」	2
23	上場会社の人的分割により設立される会社又は上場会社から事業を承継する会社で、当該分割前に上場申請を行う場合 ・ 分割に係る会社法第794条第 1 項又は会社法第803条第 1 項に規定する書類（写）	1
24	指名委員会等設置会社である場合 ・ 会社法第416条第 4 項に規定する取締役会の決議（業務の決定に関する委任事項）の内容を証する書面	1
25	非上場の親会社等を有している場合 (1) 親会社等の適時開示等に係る確約書	1
	(2) 非上場の親会社等に関する決算情報	1
26	支配株主又はその他の関係会社を有している場合 ・ 適時開示等規則取扱い 7 に定める支配株主等に関する事項を記載した書面	1
27	経営上重要な事実等が発生した場合 ・ 当該事項に係る報告書	1
28	直前事業年度の末日の 1 年前の日以後、第三者割当等による募集株式又は募集新株予約権の割当を行っている場合（ストックオプションとしての新株予約権の場合を除く。） ・ 継続所有等に関する確約書（写）	1
29	※割当を受けた者が割当株式又は割当新株予約権の譲渡を行っている場合	1

	・ 第三者割当等による割当株式又は割当新株予約権の譲渡に関する通知書	
30	直前事業年度の末日の1年前の日以後、ストックオプションとしての新株予約権の割当を行っている場合 (1) 継続所有等に関する確約書 (写)	1
	(2) 新株予約権の割当に関する取締役会の議事録 (写)	1
	(3) 新株予約権を譲渡しない旨の契約を締結していること又は譲渡につき制限を行っていることを証する書面	1
	※当該新株予約権の行使等により交付した株式等がある場合 (1) 継続所有等に関する確約書 (写)	1
	(2) 新株予約権の割当に関する株主総会及び取締役会の議事録 (写)	1
	(3) 新株予約権の割当に関する契約内容を証する書類 (写)	1
31	上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議、自己株式処分等決議、自己株式移転決議又は自己株式消却決議を行った場合には、その議事録写し ・ 自己株式取得決議とは、会社法第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による決議。 ・ 自己株式処分等決議とは、会社法第199条第1項の規定による決議又は会社法第749条第1項第2号、第758条第4号若しくは第768条第1項第2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第795条第1項の規定による決議（会社法第796条第1項又は第3項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議）。 ・ 自己株式消却決議とは、会社法第178条第2項の規定による決議。	1
32	相互会社が組織変更後の株式会社の株券の新規上場を申請する場合 (1) 最近1年間に終了する事業年度の社員総会又は総代会（保険業法に規定する社員総会又は総代会）の招集通知及びその添付書類 (写)	1
	(2) 相互会社から株式会社への組織変更を社員総会又は総代会において決議したことを証する書面及び組織変更後の株式会社の定款	1
	(3) 保険業法第87条第1項に規定する書類 (写)	1

※ 「取締役会決議」は、指名委員会等設置会社における各委員会議事録及び執行役の決定に関する書面（日常業務に関するものを除く。）を含む。

※ 29、30については、申請後に発生した場合にはその都度提出すること。

※ 電磁的記録（USBメモリ等）によるご提出に係る留意点

- ・ USBメモリ等は、ラベル等で社名の識別が可能な形でご提出ください。
- ・ I の部、四半期報告書等を電磁的記録によりご提出いただく場合は、監査報告書、四半期レビュー報告書等を含めた電子データをご提出ください。その場合、監査報告書、四半期レビュー報告書等は書面でもご提出ください（継続開示会社である場合を除きます。）。
- ・ 上表等に記載されている部数は、書面でご提出いただく際の部数となります。電磁的記録でご提出いただく場合には、例えば部数が2部となっている場合であっても、電子データ1ファイルのご提出でかまいません。
- ・ 申請受付後に提出する書類については、電子メール等によりご提出ください。なお、当該書類の提出の際、

提出書類一覧を再作成し、提出していただく必要はありません。

＊「Ⅱの部」添付資料のうち、上記記載以外の資料

- ☐ 最近３年間及び申請事業年度において有価証券報告書及び四半期（半期）報告書の訂正の記載がある場合には、当該訂正報告書の写し（「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」の「第二部 組込情報」に添付されている訂正報告書は除く。EDINETに掲載されている場合は不要。）。
- ☐ 最近２年間の取締役会議事録の写し（指名委員会等設置会社である場合は、最近１年間の各委員会議事録及び執行役の決定に関する書面を含む。）
- ☐ 最近１年間及び申請事業年度の監査役監査（監査等委員会監査、監査委員会監査）資料の写し
- ☐ 最近１年間及び申請事業年度の監査役会（監査等委員会、監査委員会監査）議事録の写し
- ☐ 最近１年間及び申請事業年度の内部監査資料の写し
- ☐ 最近２年間の申請会社及び記載すべき子会社の法人税申告書、勘定科目明細の写し
- ☐ 申請事業年度に係る中期計画、年度予算及びその策定に際して使用した一連の社内資料の写し※
- ☐ 最近１年間及び申請事業年度の月次業績管理資料の写し
- ☐ 経営上の重要な契約の写し
- ☐ 申請会社に関連する事項を記載した新聞・雑誌等の切抜き記事、アナリスト・レポート等
- ☐ コーポレート・ガバナンスに関する報告書のドラフト
- ☐ 「Ⅱの部」Ⅳ．６．(1)dの適時開示資料等の管理状況などの対応を文書化した資料（社内規程、マニュアル等）
- ☐ 「Ⅱの部」Ⅲ．２．(4)の事務フロー

2 セントレックス

	提出書類 ※の書類は名証所定様式。それ以外は他取引所様式ででの提出が可能。 ■は書面でご提出いただく書類。それ以外は電磁的記録（U S B メモリ等）での提出が可能。	部数
0	提出書類一覧■ [参考様式]（代表者の記名押印付）	1
1	有価証券上場申請書■	1
2	上場申請決議取締役会議事録（写）	1
3	登記事項証明書■	1
4	定款	1
5	上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）＜監査報告書組込＞ ・継続開示会社の場合、直前々期の財務諸表・連結財務諸表及び監査報告書を添付。 ・継続開示会社以外の場合、監査報告書、四半期レビュー報告書等は書面でも提出。 ■	2
6	反社会的勢力との関係がないことを示す確認書■	1
7	確認書■ ＜主幹事証券会社が提出＞	1
8	公開指導及び引受審査の過程で留意した事項及び重点的に確認した事項を記載した書面＜主幹事証券会社が提出＞	1
9	説明会開催に対する確約書■	1
10	上場申請事業年度開始日以降の株主総会・取締役会議事録（写）	1
11	経理規程、原価計算規程、職務権限規程、営業管理規程、株式事務取扱規程、内部情報管理規程その他これらに類する諸規則（写）	1
12	株主総会招集通知及びその添付書類（写）（最近1年間に終了する事業年度）	1
13	主要な事業活動の前提となる事項について記載した書面	1
14	株式事務代行委託契約（内諾）書及び覚書（写）	1
15	上場申請者に係る各種説明資料	2
	【下記記載の添付資料】	各1
16	監査概要書■（最近2事業年度） ・直前の監査概要書には会社の会計組織、経理規程その他の整備状況等に関する公認会計士、または監査法人による評価について記載した書面を添付。	各1
17	上場申請に係る宣誓書■	1
18	上場会社の人的分割により設立される会社又は上場会社から事業を承継する会社で、当該分割前に上場申請を行う場合 ・分割に係る会社法第794条第1項又は会社法第803条第1項に規定する書類写	1
19	指名委員会等設置会社である場合 ・会社法第416条第4項に規定する取締役会の決議（業務の決定に関する委任事項）の内容を証する書面	1
20	非上場の親会社等を有している場合 (1) 親会社等の適時開示等に係る確約書	1
	(2) 非上場の親会社等に関する決算情報	1
21	支配株主又はその他の関係会社を有している場合 ・適時開示等規則取扱い7に定める支配株主等に関する事項を記載した書面	1
22	連結子会社がある場合	1

	・連結子会社に関する決算報告書（最近2事業年度）	
23	最近2事業年度に合併を行っている場合 ・被合併会社の財務諸表等（当該事業年度）	1
24	経営上重要な事実等が発生した場合 ・当該事項に係る報告書	1
25	直前事業年度の末日の1年前の日以後、第三者割当等による募集株式又は募集新株予約権の割当を行っている場合（ストックオプションとしての新株予約権の場合を除く。） ・継続所有等に関する確約書（写）	1
26	※割当を受けた者が割当株式又は割当新株予約権の譲渡を行っている場合 ・第三者割当等による割当株式又は割当新株予約権の譲渡に関する通知書	1
27	直前事業年度の末日の1年前の日以後、ストックオプションとしての新株予約権の割当を行っている場合 (1)継続所有等に関する確約書（写）	1
	(2)新株予約権の割当に関する取締役会の議事録（写）	1
	(3)新株予約権を譲渡しない旨の契約を締結していること又は譲渡につき制限を行っていることを証する書面	1
	※当該新株予約権の行使等により交付した株式等がある場合 (1)継続所有等に関する確約書（写）	1
	(2)新株予約権の割当に関する株主総会及び取締役会の議事録（写）	1
	(3)新株予約権の割当に関する契約内容を証する書類	1
28	相互会社が組織変更後の株式会社の株券の新規上場を申請する場合 (1)最近1年間に終了する事業年度の社員総会又は総代会（保険業法に規定する社員総会又は総代会）の招集通知及びその添付書類（写）	1
	(2)相互会社から株式会社への組織変更を社員総会又は総代会において決議したことを証する書面及び組織変更後の株式会社の定款	1
	(3)保険業法第87条第1項に規定する書類（写）	1

※ 「取締役会決議」は、指名委員会等設置会社における各委員会議事録及び執行役の決定に関する書面（日常業務に関するものを除く。）を含む。

※ 26、27については、申請後に発生した場合にはその都度提出すること。

※ 電磁的記録（USBメモリ等）によるご提出に係る留意点

- ・USBメモリ等は、ラベル等で社名の識別が可能な形でご提出ください。
- ・Iの部、四半期報告書等を電磁的記録によりご提出いただく場合は、監査報告書、四半期レビュー報告書等を含めた電子データをご提出ください。その場合、監査報告書、四半期レビュー報告書等は書面でもご提出ください（継続開示会社である場合を除きます。）。
- ・上表等に記載されている部数は、書面でご提出いただく際の部数となります。電磁的記録でご提出いただく場合には、例えば部数が2部となっている場合であっても、電子データ1ファイルのご提出でかまいません。
- ・申請受付後に提出する書類については、電子メール等によりご提出ください。なお、当該書類の提出の際、提出書類一覧を再作成し、提出していただく必要はありません。

※ 「上場申請者に係る各種説明資料」の添付資料

- ☐ 申請会社の製・商品及びサービスについてのカタログ、パンフレット等
- ☐ 最近1年間の取締役会議事録の写し（指名委員会等設置会社である場合は、各委員会

議事録及び執行役の決定に関する書面を含む。)

- ☐ 最近1年間及び申請事業年度の監査役監査（監査等委員会監査、監査委員会監査）資料の写し
- ☐ 最近1年間及び申請事業年度の監査役会（監査等委員会、監査委員会）議事録の写し
- ☐ 最近1年間及び申請事業年度の内部監査資料の写し
- ☐ 最近1年間の法人税申告書、勘定科目内訳明細書の写し
- ☐ 申請事業年度に係る中期計画、年度予算及びその策定に際して使用した一連の社内資料の写し（キャッシュ・フロー計画を含む。）※
- ☐ 最近1年間及び申請事業年度の月次業績管理資料の写し
- ☐ 経営上の重要な契約の写し
- ☐ 現在の申請会社の管理組織図及び人員配置図（責任者の役職・氏名を含みます。）
- ☐ 主要な製・商品及びサービスについての仕入れ・販売事務フロー
- ☐ 申請会社に関連する事項を記載した新聞・雑誌等の切抜き記事、アナリスト・レポート等
- ☐ 「上場申請者に係る各種説明資料」Ⅳ．4．(5)の適時開示資料等の管理状況などの対応を文書化した資料（社内規程、マニュアル等）
- ☐ コーポレート・ガバナンスに関する報告書のドラフト
- ☐ 最近5年間における連結財務諸表及び財務諸表を作成していない事業年度に関する計算書類及び附属明細書の写し